

第 9 5 号議案

足立区被災市街地復興整備条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区被災市街地復興整備条例の一部を改正する条例

足立区被災市街地復興整備条例（平成 1 3 年足立区条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条（見出しを含む。）中「都市復興基本方針」を「復興まちづくり方針」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「重点復興地区」を「市街地改造予定地区」に改め、「震災により、」の次に「建築物等の」を加え、「を緊急的かつ重点的に行うことが必要な」を「について、抜本的な改造を予定する」に改め、同項第 2 号中「復興促進地区」を「市街地修復予定地区」に、「建築物等が」を「建築物等の」に、「焼失し、かつ、その地区内の一部の区域が建築物等の集中的倒壊又は面的焼失」を「焼失」に改め、「損壊等」の次に「の」を加え、「当該区域を含めた公共施設の整備等を一体的に行うことが必要な」を「都市復興のための公共施設の整備等について、部分改造や自立再建への支援など修復的な改善を予定する」に改め、同項第 3 号を削る。

第 6 条の見出し中「都市復興基本計画」を「復興まちづくり計画」に改め、同条第 1 項中「都市復興基本方針」を「復興まちづくり方針」に、「都市復興基本計画」を「復興まちづくり計画」に改め、同条第 2 項中「都市復興基本計画」を「復興まちづくり計画」に改める。

第 7 条第 1 項中「重点復興地区」を「市街地改造予定地区」に、「復興促進地区」を「市街地修復予定地区」に、「都市復興基本計画」を「復興まちづくり計画」に改め、同条第 2 項中「復興誘導地区」を「市街地

修復予定地区」に、「都市復興基本計画」を「復興まちづくり計画」に改め、同条第4項中「都市復興基本計画」を「復興まちづくり計画」に改める。

第8条中「重点復興地区」を「市街地改造予定地区」に、「復興促進地区」を「市街地修復予定地区」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

東京都及び足立区の震災復興に関する指針の改定に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。